

独立行政法人国立病院機構水戸医療センターにおける 研究倫理教育に関する事項

（趣旨）

第1条 この要項は、「独立行政法人国立病院機構水戸医療センターにおける研究活動に係る不正行為の取扱いに関する要領」に定める研究倫理教育について、必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 研究倫理教育の対象者は、次のとおりとする。

- 一 医師（常勤医師、専攻医、研修医）
- 二 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター（以下「当院」という）で研究活動を行う者
- 三 看護部長、副看護部長、看護師長
- 四 薬剤師、臨床工学技士（士長のみ）
- 五 治験管理室員、臨床研究管理室員、研究事務担当者
- 六 倫理審査委員（外部委員を含む）、治験審査委員（外部委員を含む）
- 七 その他臨床研究部長が必要と認めた者

（教育内容等）

第3条 当院が実施する研究倫理教育研修（以下「研修」という。）は、次の各号のとおりとする。

- 一 eAPRIN（イーエイプリン）教育研修プログラム
- 二 臨床研究部が主催する講習会
- 2 臨床研究部長は、必要に応じ随時に、対象者に対し研修を受講させることができる。

（受講時期）

第4条 受講義務者は、前条の一については毎年度、二については適宜受講することとする。

- 2 当院採用前に在籍していた研究機関等において、eAPRIN 教育研修プログラムを受講した者については、国立病院機構の「研究者コース」で指定している単元と同一の単元すべてを他の研究機関等で修了している場合に、当院における研究倫理教育を受けたこととみなす。ただし、決定に当たっては、eAPRIN システムから出力される受講修了証を提出させるものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、研究倫理教育に関し必要な事項は臨床研究部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要項の一部改訂は、令和4年9月16日から実施する。

改 訂 履 歴

版数	改訂年月日	改訂内容
1.0	2019年4月1日	新規制定
1.1	2022年9月16日	一部変更（不備、削除、表記の修正等）

※ 版数は新規制定を第1.0版とし、改訂が発生した際は第1.1版とする。

※ 改訂があった場合は、必ず改訂内容を記載すること。